

みなとみた

2019 **3**
No.132

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～9

「働き方改革関連法」の施行に向けた周知・啓発／平成31年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」／職場における熱中症による死傷災害の発生状況／働き方改革関連の資料入手方法／安全衛生教育促進運動

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 10～11

最近の雇用失業情勢／ハローワークではPR画像付きで求人募集ができます!!

協会だより ● 12～16

平成31年 新年賀詞交歓会のご報告／2019年度定期総会開催のご案内／労働保険料の納付手続き完了のご報告／新入会員のご紹介／定期健康診断のご案内／2019年度講習会等予定表／講習会報告／講習会等のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



「働き方改革関連法」の施行に向けた周知・啓発

厚生労働省は、日本経済団体連合会、日本商工会議所などに対し、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」）の施行に向けた一層の周知・啓発などへの協力を要請しました。

昨年6月に「働き方改革関連法」が成立したことに伴い、今年の4月1日から、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする各改正事項が、順次施行されます。今回の要請は、これらを踏まえ行ったものです。

厚生労働省では、今後も「働き方改革関連法」の周知・啓発をしていくことで、その円滑な施行に取り組むこととしています。

働き方改革関連法の施行に向けた一層の周知啓発等の取組について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）については、昨年7月6日に公布され、平成31年4月1日から、罰則付きの時間外労働の上限規制や、年5日の年次有給休暇の確実な取得をはじめとする、各改正事項が順次施行される予定です。

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものであり、こうした、働き方改革の目指す社会を実現させるためには、働き方改革関連法の趣旨や内容等を十分に理解し実行することが大切です。

昨年12月28日には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）に基づく労働施策基本方針が閣議決定され、政府としても、同方針に示された働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた取組を行うこととしています。

また、同日、改正後の「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム・有期雇用労働法）及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（労働者派遣法）に基づき定めた「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる同一労働同一賃金ガイドライン）が告示されたところです。

さらに、改正後の労働時間等設定改善法においては、事業主の努力義務として、他の事業主との取引に当たって、短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することとされたことから、短納期発注など長時間労働につながる商慣行の見直しについても取り組んでいただく必要があります。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に関し、格別の御協力を賜ってきたところですが、働き方改革関連法の施行に向けて、改めてこの周知啓発等の取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等における働き方改革の推進に向けて、

- ・働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の労働施策に関する基本的な事項等について示した労働施策基本方針及びいわゆる同一労働同一賃金ガイドラインの周知
- ・働き方改革推進支援センターや労働基準監督署の相談・支援班における労務管理の専門家等による個別相談・支援の利用勧奨・働き方改革推進支援センターが行うセミナー等への実施協力及び周知
- ・時間外労働等改善助成金の活用をはじめ、傘下企業等が行う働き方改革の取組を支援する事業の実施などの取組への御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

平成31年 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

厚生労働省では、職場における熱中症^{※1}予防対策の一層の推進を図るため、労働災害防止団体などと連携し、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。このキャンペーンは、平成31年4月を準備期間とし、5月から9月まで行います。

また、平成30年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」が併せて公表されました。

● 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への周知・啓発や、熱中症予防対策に関するセミナーの開催、教育用ツールの提供などを行うことで、熱中症予防対策の徹底を図り、重篤な熱中症災害を防止することを目指します。

平成31年は、これまでの取組に加え、新たにWBGT基準値に応じた休憩時間の目安や、緊急時の早めの搬送について、重点的にお知らせしていきます。

● 平成30年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

平成30年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」を見ると、死傷者数は1,128人、死亡者数は29人となっており、平成29年の発生状況（確定値）と比較して、死傷者数、死亡者数ともに2倍を上回る結果となりました。

また、死亡災害の発生状況を見ると、WBGT値^{※2}（暑さ指数）計を事業場で準備していないために、作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られました。

このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要です。

※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※2 WBGT値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

職場における熱中症による 死傷災害の発生状況

(平成31年1月15日時点速報値)

熱中症による死傷者数の推移（平成21～30年分）

過去10年間（平成21～30年）の職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成22年に656人を記録し、その後は400～500人台で推移していたところ、平成30年に1,128名と最多となった。

平成30年の死傷者数は1,128名、死亡者数は29名となっており、平成29年と比較して、死傷者数、死亡者数ともに2倍以上に増加している。

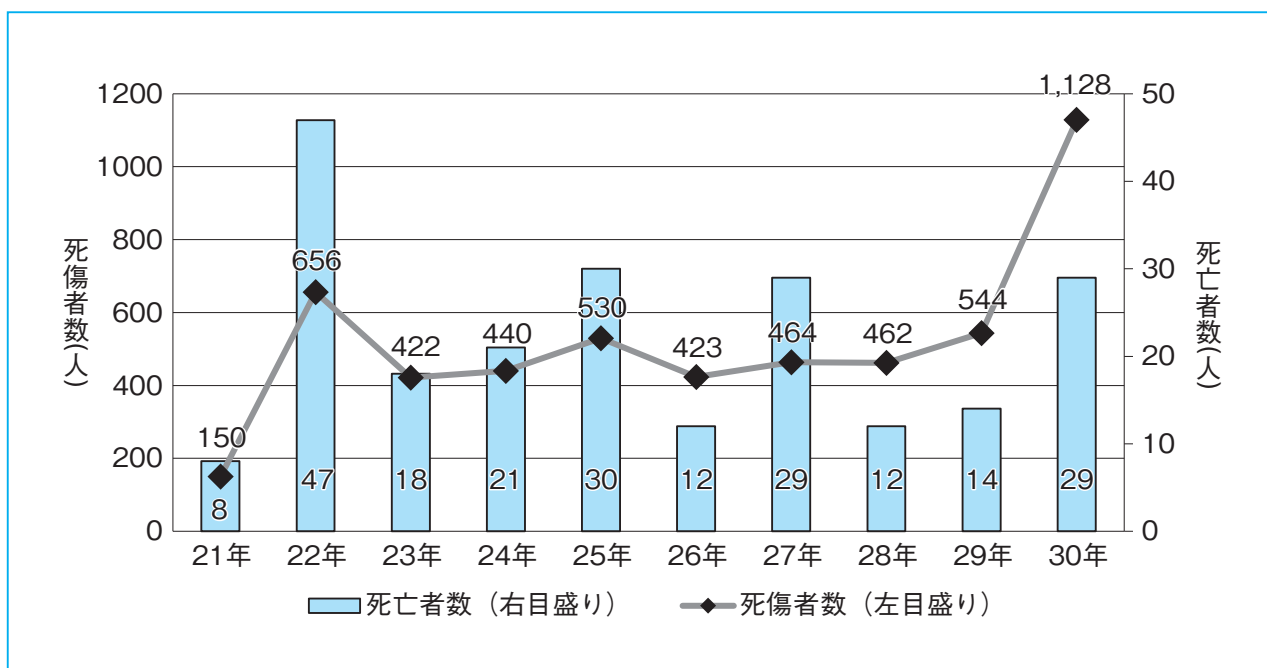
職場における熱中症による死傷者数の推移（平成21～30年）

(人)

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
150	656	422	440	530	423	464	462	544	1,128
(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(14)	(29)

※（ ）内の数値は死亡者であり、死傷者数の内数。

職場における熱中症による死傷者数の推移



※平成30年の数は、平成31年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

業種別発生状況（平成26～30年）

過去5年間（平成26～30年）の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の4割強がこれらの業種で発生している。

平成30年は、死亡災害の約3割が建設業において発生しており、次いで、製造業、運送業において多く発生している。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成26～30年）

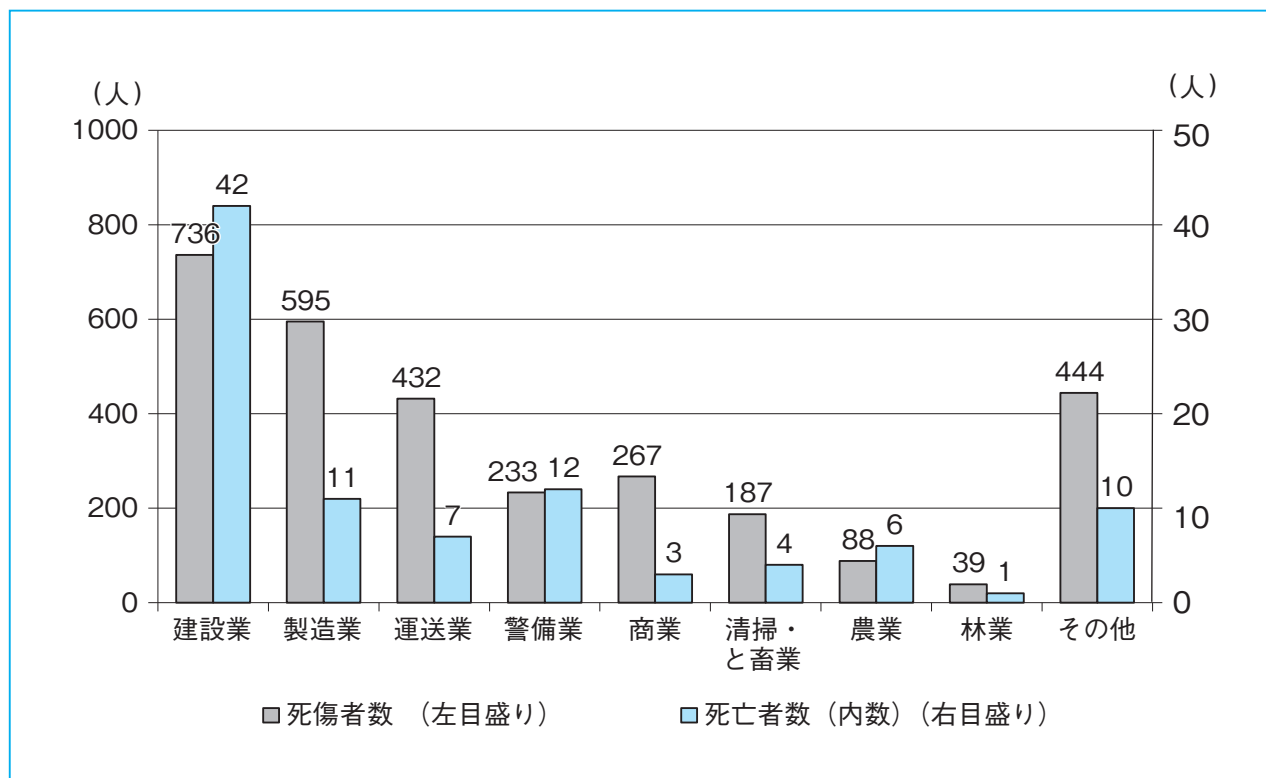
(人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
平成26年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成27年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
平成28年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
平成29年	141 (8)	114 (0)	85 (0)	37 (2)	41 (0)	32 (1)	19 (2)	7 (0)	68 (1)	544 (14)
平成30年 (速報値)	225 (10)	215 (6)	162 (4)	107 (3)	109 (2)	79 (0)	32 (1)	4 (0)	195 (3)	1,128 (29)
計	736 (42)	595 (11)	432 (7)	233 (12)	267 (3)	187 (4)	88 (6)	39 (1)	444 (10)	3,021 (96)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

※平成30年の数は、平成31年1月15日時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

熱中症による業種別死傷者数（平成26～30年計）



働き方改革関連の資料入手方法

改正労働基準法等の解説やパンフレットの入手について、お問い合わせが多くあります。

最新のものは、厚生労働省のホームページにありますので、検索の方法についてお知らせいたします。

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省). The navigation bar includes links for 'Policy' (政策について), 'Working Style Reform' (働き方改革), and 'Working Style Reform' (働き方改革). A search bar is also present.

① 厚生労働省トップページを開きます

② 「『働き方改革』の実現に向けて」をクリック

③ 「『働き方改革』の実現に向けて」の黒い部分をクリック

④ 「『働き方改革』を推進するための法律について」をクリック

The page displays the 'Working Style Reform' (働き方改革) section, which includes a list of links for 'Working Style Reform' (働き方改革) and 'Working Style Reform' (働き方改革). The links are categorized into 'Working Style Reform' (働き方改革) and 'Working Style Reform' (働き方改革).

「働き方改革」の実現に向けて

- 「働き方改革」の実現に向けた事業主の皆様への支援
- 「働き方改革」の目指すもの
- 「働き方改革」を推進するための法律について
- 労働施策基本方針
- 働き方改革実行計画
- 労働政策審議会での議論（建議・答申）について
- 「働き方改革」の実現に向けた厚生労働省の取組み
- 中小企業・小規模事業者に対する支援
- 参考資料

「働き方改革」の実現に向けた事業主の皆様への支援

⑤「各種リーフレット」をクリック

「働き方改革」を推進するための法律について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行に向けて

- ▶ [各種リーフレット](#) NEW
- ▶ [政令・省令・告示の条文等](#)
- ▶ [労働条件分科会での議論](#)
- ▶ [安全衛生分科会での議論](#)
- ▶ [安全衛生分科会じん肺部会での議論](#)
- ▶ [職業安定分科会での議論](#)
- ▶ [雇用環境・均等分科会での議論](#)
- ▶ [同一労働同一賃金部会での議論](#)
- ▶ [労働施策基本方針部会での議論](#)

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱」等の答申（平成30年9月3日）

「労働基準法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」等の答申（平成30年12月26日）

「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針案」等の答申（平成30年12月21日）

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。 (平成30年7月6日公布)

- ▶ [PDF 概要](#) [□](#) [PDF形式：962KB]
- ▶ [PDF 法律条文](#) [□](#) [PDF形式：335KB]
- ▶ [PDF 法律新旧対照条文](#) [□](#) [PDF形式：794KB]

政策評価・

関連リンク



情報ルマ



子ども

携帯ホーム



携帯では生労働を

⑥このページにリーフレット、様式等があります

各種リーフレット

働き方改革

【パンフレット】

- ▶ [PDF 「働き方改革～億総活躍社会の実現に向けて」](#) [□](#) (2019/1掲載)[3,945KB]

【リーフレット】

- ▶ [PDF 「『働き方』が変わります!!」](#) [□](#) (2019/1掲載)[948KB]

時間外労働の上限規制

【パンフレット】

- ▶ [PDF 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説](#) [□](#) (2018/12掲載)[3,365KB]

【リーフレット】

- ▶ [PDF 3.6協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針について](#) [□](#) (2018/9掲載)[680KB]

- ▶ [PDF 3.6協定記載例（一般条項）](#) [□](#) (2018/9掲載)[1,032KB]

- ▶ [PDF 3.6協定記載例（特別条項）](#) [□](#) (2018/9掲載)[1,368KB]

年次有給休暇の時季指定

【パンフレット】

- ▶ [PDF 年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説](#) [□](#) (2018/12掲載)[1,337KB]

【リーフレット】

- ▶ [PDF 年次有給休暇の時季指定義務について](#) [□](#) (2018/9掲載)[1,160KB]

フレックスタイム制

【パンフレット】

- ▶ [PDF フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き](#) [□](#) (2019/2掲載)[3,804KB] NEW

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

【パートタイム・有期雇用労働法】

- ▶ [PDF リーフレット「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」](#) [□](#) (2019/1掲載)[1,527KB] NEW

- ▶ [PDF ポスター「パートタイム・有期雇用労働法」](#) [□](#) (2019/1掲載)[1,599KB] NEW

- ▶ [パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書\(同一労働同一賃金特集ページへリンク\)](#) NEW

【労働者派遣法】

- ▶ [PDF パンフレット「平成30年度労働者派遣法改正の概要＜同一労働同一賃金＞」](#) [□](#) (2019/1掲載)[765KB]

NEW

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

労働基準

雇用均等

非正規雇用
ト・派遣労働

労使関係

労働政策

相談窓口等

年金

他分野の取組

組織別の政

各種助成金
度

審議会・研

平成**30**年度

2018年12月1日 ▶ 2019年4月30日

安全衛生教育促進運動

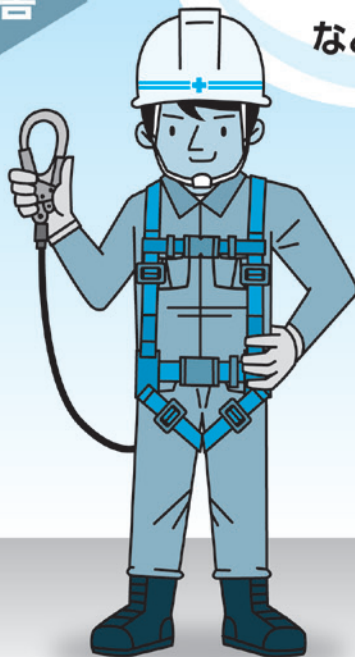
事業主の皆さん!

ストップ
STOP
労働災害

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



平成31年2月から、
高所作業における
墜落制止用器具(安全帯)は
「フルハーネス型」の使用が原則
となり、特別教育の受講が
義務づけられます!

正しい知識で 職場を安全・健康に!

平成29年は死傷者数、死亡者数ともに前年を上回り、平成30年も死傷者数が前年同期を上回って推移するなど、依然として予断を許さない状況となっています。平成30年9月には厚生労働省から労働災害防止団体や業界団体に対し、下半期の労働災害防止対策の推進が要請されました。この中でも、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

特に、**雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等**を徹底するとともに、**改正安全衛生教育等推進要綱**で実施対象に追加された**安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職**などに対する**安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への能力向上教育**が大変重要です。

また、平成31年2月には、**高所作業における墜落制止用器具(安全帯)は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の受講が義務づけられます**ので、その対応も必要となります。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は平成30年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

テキストは
どこで買えるの？

技能講習・特別教育が
必要な業務を知りたい！

技能講習や
特別教育はどこで
実施していますか？

フルハーネス型墜落
制止用器具の使用にあたって、
どのような教育を受ければよいの？

安全衛生教育の
実施状況が確認できる
チェックリストがほしい！

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  [安全衛生教育促進運動](#) で [検索](#) 

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 メール koho@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)

最近の雇用失業情勢

○平成31年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.5%であり、前月より0.1ポイント上昇。※約26年ぶりの低い水準。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より8万人増加し、172万人。（原数値は166万人で、前年同月差7万人増加）
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より32万人減少し、6,665万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より7万人減少し、5,953万人。
- ☆雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、前年同月比で見ると「建設業」を除く全ての産業で増加している。
- ☆平成31年1月の有効求人倍率（季節調整値）は1.63倍であり、前月と同水準。
- ☆平成31年1月の新規求人倍率（季節調整値）は2.48倍であり、前月より0.08ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（平成31年2月）「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。（※景気の総括判断は維持。）

「雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、着実に改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
27年度	1.86	2.93	14.88	1.23	1.81	8.06	11,899	15,854
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
31年1月	2.48	3.49	13.43	1.63	2.12	8.09	8,278	10,608

注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成31年1月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は359,979人（前年同月比1.3%減）で、8か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数（原数値）は132,284人（前年同月比5.7%増）で、8カ月ぶりに前年同月を上回った。

一方、有効求職者数（原数値）は158,933人（前年同月比2.2%減）で、101か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は38,041人（前年同月比0.8%減）で、3か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は8,278件で、前年同月より5.4%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は4,607件（前年同月比8.2%減）、パートは3,671件（前年同月比1.6%減）となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数117件（前年同月比3.3%減）。業種別件数では、卸売業（26件）、サービス業（24件）、情報通信業（17件）の順となった。

（季節調整値は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

ハローワークではPR画像付きで 求人募集ができます!!

登録した画像はハローワークの求人検索機で閲覧できます!!

事業所の魅力をビジュアル
でアピールしてみませんか?

※ハローワークインターネットサービスの
求人検索では公開されません

**画像登録で
会社の魅力をPR!!**

作成例

パワーポイント・Wordなどで作成

・A4横向き1～2枚で、自由に作成して下さい。事業所の写真やPRコメントなどを掲載するのがお勧めです。※企業名は必ず入れてください。

事業所名

事業所名 (事業所名入力欄)

画像1

ここに写真をはってください。

(画像:コメント入力欄)

画像2

ここに写真をはってください。

こんな会社です、
会社の自慢やウリ、
会社のモットー、
こんな製品を扱っています、
採用担当者からのコメント、
若手や先輩スタッフからの
コメント etc

建物の外観、事務室内の
様子、勤務中の様子、取扱
製品、職員メンバー、社内
親睦会の様子 etc

事業所名 (事業所名入力欄)	
画像1 ここに写真をはってください。	(画像:コメント入力欄)
(画像:コメント入力欄)	画像3 ここに写真をはってください。
画像2 ここに写真をはってください。	(画像:コメント入力欄)

**A4横(カラー)でプリントアウトした
画像を窓口へ提出してください**

※状況により、お時間をいただく場合や、内容の変更をお願いする場合があります。ご了承ください。

お問い合わせ先

ハローワーク品川 事業所第二部門
TEL 03-5418-7304

平成31年 新年賀詞交歓会のご報告

1月25日（金）午後5時30分から、ホテルオークラ東京 別館2階「オーチャードルーム」において、恒例の新年賀詞交歓会が約140名の出席により開催されました。

ご来賓として、東京労働局から中村克美労働基準部長様、港区から武井雅昭区長様、三田労働基準監督署から野村みどり署長様、田村滋康副署長様、藤村以津子副署長様ほか幹部職員の皆様、品川公共職業安定所から佐藤秀雄所長様、可児章管理部長様、宮本吉雄職業相談部長様、田中憲二雇用開発部長様にご出席いただきました。

開会は、山内会長による、公益事業を行う一般社団法人として会員各位のニーズに合った積極的な事業展開に努めてまいりたいとの挨拶で始まりました。次いで、ご来賓の武井区長様からは区民と働く人が安全・安心で優しく快適な港区を推進したいとのご祝辞を、中村東京労働局労働基準部長様からは豊かで活力のある社会にふさわしい公正な働き方の確保に触れたご祝辞を、また、野村署長様、佐藤所長様のご祝辞では各行政の現況と関係法令改正についてもご説明いただきました。

柴本副会長の乾杯ご発声ののち、会員同士や行政の皆様との名刺交換や歓談が行われ、谷副会長の中締めで盛会のうちにお開きとなりました。

ご多忙の中、ご出席いただきました大勢の会員様に御礼申し上げます。



山内会長挨拶



武井区長様



中村労働基準部長様



野村署長様



佐藤所長様



ご出席の皆様

写真撮影は東京シブサービス(株)の池田様にご協力いただきました。

2019年度定期総会開催のご案内

2019年度（第71回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日 時：2019年5月24日（金） 午後4時～5時

会 場：東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

総会：2階 サンフラワーホール 懇親会：2階 サンフラワーホール

総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして、恒例の懇親会（会費10,000円）を開催いたしますので、併せてご参加下さいますようお願いいたします。

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合へ委託されている皆様方からお預かりした、平成29年度確定、平成30年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	電話	業種
(株)Dover Street Market Japan	港区南青山5-11-5	03-6805-1805	小売業

平成31年度の雇用保険料率について ～平成30年度から変更ありません～

◆平成31年4月1日から平成32年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

平成31年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(30年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(30年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(30年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

（枠内の下段は平成30年度の雇用保険料率）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

定期健康診断のご案内

(一社)三田労働基準協会 TEL 03-3451-0901

平成29年の定期健康診断結果では、何らかの所見がある労働者は54.1%（厚労省調）にのぼっています。
当協会では、労働安全衛生法で実施が業務付けられている、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいますようご案内申し上げます。

記

- 健診日時 2019年6月10日（月） 午前9時～11時30分まで（受付終了11時まで）
- 健診会場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5）1階研修センター
- 申込方法 5月24日までに、本ページをコピーしてお申込みください。
- 検査結果 健診後約3週間で、健康診断結果書類を、事業場宛てに郵送致します。
返送料として30人未満の場合のみ800円をご負担願います。
- 健診実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 〒143-0016 大田区大森北1-18-18-3 F
TEL 03-5767-1713 FAX 03-3765-1662 渉外部 野澤

健康診断申込書（送付先：三田労働基準協会） FAX 03-3451-7692

事業所名			
所在地	〒		
担当者名	電話番号		
	FAX番号		
受診人数	A(1)基本定健(法定全項目) 8,100円		
	男	名	
	女	名	
	計	名	

◎20人以上の場合は、ご希望により巡回健診を実施することも可能です。ご相談下さい。
◎特殊健診をご希望の事業場は、以下にご記入下さい。一般健診と同時に実施します。

有害物質・有害要因	料 金	受診人数
有機溶剤（種類により料金が異なります）	2,500～7,000円	名
鉛およびその化合物	7,150円	名
じん肺	3,900円	名
電離放射線	3,500円	名
特定化学物質（種類により料金が異なります）	2,200～8,400円	名
紫外線・赤外線	2,200円	名
VDT作業	5,500円	名
レーザー光線	4,500円	名
大腸がん検査	1,000円	名
前立腺検査（男性のみ）	2,800円	名

2019年度講習会等予定表

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等でお知らせします。

講習等の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行政関係	労務管理講習 労務・安全衛生についてタイムリーなテーマで企画します。日程内容は順次ご案内します。			18・19・21	12	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	行政運営方針説明会	25											
	改正法説明会			26				17			16		
	労災保険実務講習								◎				
	雇用均等行政講習会			28									
安全・衛生	労務管理セミナー(法改正)												
	新入社員等安全衛生教育	18											
	安全週間説明会			13									
	労働衛生週間説明会						6						
	港地区健康と安全推進大会							31					
資格関係等	健康づくり研究会										28		
	衛生管理者等支援講習会											4	
	MS・RA講習会(※)								26				
	危険予知訓練実務講習会	未定											
	新入社員等安全衛生教育担当者研修	未定											
	フォークリフト運転技能講習	未定											
	玉掛け技能講習				25・26・28□								
	ガス溶接技能講習	未定											
	粉じん作業者特別教育	未定											
	低圧電気取扱者特別教育	今年度なし											
	研削と石特別教育	未定											
	プレス作業者特別教育	未定											
	クレーン運転(5t未満)特別教育	中止											
	足場の組み立て等特別教育	未定											
	★安全管理者選任時研修		28・29		23・24				◎□		21・22		
	第二種衛生管理者能力向上教育				17								
	★安全衛生推進者養成講習			26・27△									
	★安全衛生推進者初任時教育			5				2					
	★衛生推進者養成講習			11□			18						12
	★リスクアセスメント担当者研修					26							
	衛生管理者受験準備講習		14～16		9～11		25～27△		12～14			18～20	

日 程：月欄の数字＝開催予定です。◎＝日程調整中です。

会 場：無印は港区内です。△＝品川区内、☆＝渋谷区内、□＝大田区内となります。

- 労務管理講習は三田・品川・大田・渋谷・新宿・池袋・王子・向島との共催、資格関係講習は三田・品川・大田・渋谷の共催です。
- ※＝安全衛生マネジメントシステム・リスクアセスメントの略です。
- 三田労働基準協会会員は、受講料が必要な講習会等については、原則として会員割引等優遇措置があります。
- 三田労働基準協会会員は、このほか(公社)東京労働基準協会連合会の講習が割引になります。東基連若しくは協会HPをご覧ください。
- ★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協力会の教育研修などにご利用ください。詳しくは協会事務局(03-3451-0901)へご相談下さい。

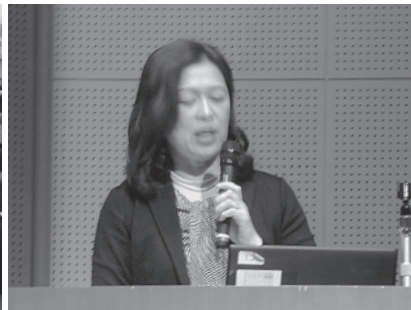
◆ 講習会報告 ◆

2月13日午後から、女性就業支援センターホールで三田労働基準監督署に協力して「衛生管理者等支援講習会」の講演を行いました。

安全衛生課の橋本安全専門官の説明の後、労働衛生コンサルタントの大神あゆみ講師から1時間半にわたり「仕事と治療の両立支援 考え方の基本と実践のコツ」と題した講演をいただきました。大神講師は厚労省の「治療と職業生活の両立支援の指針」作成にも携わっておられ、企業における産業保健スタッフの役割やその中で衛生管理者のかかわる部分などについて、参加された皆様にわかりやすくご講演頂きました。会場では、熱心にメモを取る参加者が多数いらっしゃいました。



参加者



講演される大神講師

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

●新入社員安全衛生教育

労働安全衛生法第59条に基づく「雇入れ時の安全衛生教育」の一環として三田労働基準監督署のご後援を得て、新入社員安全衛生教育講習会を開催いたします。

日 時：2019年4月18日(木)13:30～16:30 会 場：女性就業支援センター4階大ホール(港区芝5-35-3)
参加費：会員1,000円(資料代・税込)

●平成31年度「三田労働基準監督署の行政運営方針」及び「ハローワーク品川の重点対策」の説明会

日 時：2019年4月25日(木)13:30～16:30 会 場：女性就業支援センター4階大ホール(港区芝5-35-3)
参加費：無料

●衛生管理者受験準備講習会

衛生管理者試験を受験する方のための受験準備講習会です。実務経験豊富な講師陣が、重要ポイントの説明や公開過去問の解説など懇切丁寧に指導します。

日 時：(第一種)2019年5月14日(火)～16日(木)9:00～17:00 (第二種)2019年5月14日(火)～15日(水)9:00～17:00
会 場：三田労働基準協会研修センター(港区芝4-4-5) 参加費：(第一種)会員21,000円、(第二種)会員19,000円(資料代・税込)

●安全管理者選任時研修

50人以上の工業的業種の事業場は、「安全管理者」を選任することが義務付けられています。安全管理者の選任要件として、厚生労働大臣が定める研修となります。

日 時：2019年5月28日(火)～29日(水)9:20～ 会 場：三田労働基準協会研修センター(港区芝4-4-5)
参加費：会員9,000円(資料代・税込)

●職場のハラスメントと企業の対応

セクハラ・パワハラ等、職場におけるハラスメントは、職場環境の悪化をもたらすのみならず、賠償問題に発展する等、企業イメージの低下をも招来します。そのため、企業においては、職場のハラスメント防止は喫緊の課題です。業務指導における裁量権の範囲や、訴訟において問われる責任、請求される損害賠償について、弁護士が裁判例等を基に解説します。

日 時：2019年6月21日(金)14:00～16:00 会 場：三田労働基準協会研修センター(港区芝4-4-5)
参加費：会員5,000円(資料代・税込)

みなとみた

平成31年3月号 平成31年3月15日発行(年6回発行) 第23巻第2号通巻第132号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>